

「エイコス光」はNTT西日本の光回線を利用した丸紅テレコム(株)が提供するインターネット接続サービスです

本書では、「エイコス光」のサービス内容についてご説明いたします。  
サービス開始日、お申し込みのサービスタイプにつきましては、「**開通のご案内**」にてご確認ください。  
また、電子交付された場合は、「開通のご案内」をプリントアウトし大切に保管ください。

**メールアドレスを変更された場合(プロバイダーの変更等)は、お名前とご住所を記載の上、必ず新しいメールアドレスから下記へメールをお送りください。**  
eicos\_hikari@mtc.co.jp

1. 「エイコス光」サービス提供事業者  
丸紅テレコム株式会社(以下「丸紅テレコム」)

## 2. お申し込みサービスの概要等

サービスタイプ		通信速度	サービス概要	
戸建	ファミリータイプW	最大100Mbps 最大200Mbps 最大概ね1Gbps	最大概ね1Gbpsのアクセス区間を複数のお客様で共用する主に戸建て住宅向けのサービス	
集合住宅	マンションタイプW	最大100Mbps 最大200Mbps 最大概ね1Gbps	集合住宅等で最大1Gbpsのアクセス区間を共用するサービス	
			<ミニ>	同一集合住宅等で6以上の契約が見込まれる場合
			<プラン1>	同一集合住宅等で8以上の契約が見込まれる場合
<プラン2>	同一集合住宅等で16以上の契約を代表者より一括でお申し込みいただける場合			

地域区分	サービス提供地域
西日本エリア (西日本電信電話株式会社営業範囲)	富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県
	京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県
	広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県
	長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

\* 通信速度は、いわゆるベストエフォート型であり、お客様の宅内に設置する回線終端装置からNTT西日本の設備までの間における技術規格上の最大値であり、お客様の宅内での実使用速度を示すものではありません。インターネット利用時の速度は、お客様の利用環境や端末機器の仕様、回線の混雑状況、集合住宅の場合は当該建物の伝送方式によって大幅に低下する場合があります。

\* 100Mbpsを超える通信速度でご利用いただくためには、1Gbpsの通信速度に対応した環境が必要となります。100Mbpsの通信速度に対応した環境でもお使いいただくことは可能ですが、最大通信速度は100Mbpsとなります。

\* サービスの最新契約内容は、Marubeni光ホームページ(<http://www.mtc.co.jp/marubenhikari/conform.html>)に掲載の「Marubeni光サービス契約約款」にてご確認ください。

\* お客様がご利用のWi-Fi対応機器は、IEEE802.11ac/n/a/g/bに準拠している必要があります。

\* 無線LANのご利用には、お客様ご自身のホームゲートウェイ、無線LANカード、Wi-Fi対応機器の接続設定が必要な場合があります。

## 3. 初期費用

契約料(1契約ごと)		820円
工事費	派遣あり ※1	屋内配線の工程がある場合またはVDSL機器工事がある場合 19,000円 [分割払い(税込価格): 684円/月 × 30回] 屋内配線の工程がない場合またはLAN配線方式の場合 9,600円 [分割払い(税込価格): 345円/月 × 29回、最終回363円]
	派遣なし ※2	2,000円

◎ 新規開通工事費は分割払いとなります。初回のお支払いは初回月額利用料支払の翌月となります。

◎ 新規工事費分割払いの期間中に「エイコス光」を移転、品目変更、解約する場合は、工事費分割の残額を一括でお支払いいただけます。

## 〔転用(NTT西日本からの乗り換え)〕

契約料(1契約ごと)	1,840円
------------	--------

◎ NTT西日本「フレッツ光」もっと2割、「どーんと割」利用期間中の乗り換えの場合であっても、それぞれの割引サービスにかかる解約金は発生いたしません。

◎ NTT西日本の「初期工事割引」を適用している場合は、エイコス光への乗り換え後も割引適用時からの利用期間は継続され、通算2年以内の解約の場合は、次頁の解約金が発生いたします。

◎ フレッツ光で標準装備されているセキュリティ対策ツール(ライセンス)はそのまま継続してご利用いただけます。(別途110円かかります。)

## 「初期工事費割引」の解約金

乗り換え前のフレッツ光ネクストサービス名	ご利用開始月から15ヶ月以内に解約した場合		16ヶ月目以降、24ヶ月以内に解約した場合 (24ヶ月目の末日を除く)
	H26. 5月以前のお申込	H26. 6月以降のお申込	
ファミリー・スーパー・ハイスピードタイプ隼 マンション・スーパー・ハイスピードタイプ隼 マンションタイプ(VDSL方式)	20,000円	20,000円	10,000円
ファミリー・ハイスピードタイプ/ファミリータイプ マンション・ハイスピードタイプ(ひかり配線方式) マンションタイプ(ひかり配線方式)	20,000円	19,000円	10,000円
マンションタイプ(LAN方式)	6,000円	5,500円	3,000円

## 【新規、転用(NTT西日本からの乗り換え)共通】

工事調整費※4	※1の場合	1,000円
	※2の場合	500円

※1.2 初期工事の内容によっては工事費が異なる場合があります。詳しくはエコス光HPでご確認ください。

土日祝日に派遣工事を実施する場合は、3,000円の工事加算額が必要となります。また、年末年始(12月29日～1月3日)、夜間(17:00～22:00)、深夜(22:00～翌8:30)に工事を実施する場合の料金につきましては、エコス光HPでご確認ください。

※3 転用(NTT西日本からの乗り換え)の場合、お申込みからエコス光へのサービス切り替えは概ね12日後となります。

また、品目変更を行う場合は別途工事費(2,000円～24,000円)が発生いたします。

※4 いずれの場合も工事が必要な場合は、工事費の他に工事調整費が必要となります。

- ◎ インターネット(IPv6 PPPoE)をご利用される場合、インターネット(IPv6 PPPoE)対応アダプター(IPv6によるセッションを接続するための機器)が別途必要となります。なお、その際の購入費用等はお客様負担になります。
- ◎ NTT西日本「フレッツ光プレミアム」を転用する場合、ネクストタイプへの変更となります。無派遣工事の場合は工事費は発生しませんが、派遣またはファミリーへの種別変更の場合は別途工事費が発生します。また、現在お使いの加入者網終端装置(CTU)の変更が必要です。
- ◎ 表示価格は全て税抜きです。

## 4. 月額利用料等

サービスタイプ	マンションタイプ 提供方式	月額利用料				
		通常価格	にねん割 割引額	にねん割 適用価格		
戸建	ファミリータイプW 【100Mbps、200Mbps、1Gbps】	-	5,050円	700円	4,350円	
集合住宅	マンションタイプW 【100Mbps、200Mbps、1Gbps】	<ミニ>	3,750円	100円	3,650円	
		<プラン1>	光配線方式 VDSL方式 LAN配線方式	3,200円	100円	3,100円
		<プラン2>	2,800円	100円	2,700円	

## (オプションサービス)

区分		月額料金
Mリモートサポートサービス	基本料	500円
	オンラインパソコン教室   1講座 30分程度	1,850円
V6オプション 利用料	基本料	無料
	追加ネーム利用料   1ネーム	100円
Marubeni光アプリ放題 ※1		550円
Marubeni光アプリ放題 for Mobile ※1		400円
Marubeni光アプリ放題 for Business ※1		1,100円
Marubeni光スーパーセキュリティ ※1		350円

- ◎ インターネットのご利用には、本サービスに対応したプロバイダとの契約が必要です。記載されているご利用料金のほか、プロバイダとの契約により発生する月額利用料等はおお客様負担となります。
- ◎ V6オプション単独工事の場合、追加ネーム単独工事の場合、別途工事費がかかります。
- ◎ 「エコス光」をご契約のお客様のみオプションサービスをご利用になれますので、「エコス光」を解約された場合はオプションサービスも解約となります。

- ※1 「Marubeni光アプリ放題」、「Marubeni光アプリ放題 for Mobile」、「Marubeni光アプリ放題 for Business」、「Marubeni光スーパーセキュリティ」は、シリアルナンバーを入力しサービスの利用が可能になった時点でご利用期間が開始されます。ご利用開始月とその翌月(最大2ヶ月)は無料でご利用できますが、3ヶ月目からは有償となりますので、無償利用期間内で解約をご希望される場合は無償期間終了までに下記へ電話にてご連絡ください。また、有償利用での解約は月毎となりますので月中の解約でも解約月は通常の月額料金をお支払いいただきます。

## 5. 機器利用料

区分	料金
ホームゲートウェイ	250円
ホームゲートウェイ(無線LANカード付)	350円

- ◎ エイコス光をご契約でご希望のお客様にはホームゲートウェイ(Wi-Fiルーター)又はホームゲートウェイ(無線LANカード付)をレンタル提供します。
- ◎ エイコス光電話をご契約の場合は、エイコス光電話の月額利用料金に含まれます。(無線LANカード付は、別途100円かかります。)

## 6. エイコス光を解約する場合の費用について

「にねん割」をご契約のお客様は利用期間に制約があります。

区分	料金
エイコス光「にねん割」利用期間内に途中解約をした場合の違約金	9,500円

- ◎ 「にねん割」の利用期間は2年単位(自動更新)です。回線開通日の翌月を1ヶ月目とし、開通月及び利用期間の途中(利用期間満了月の翌月[更新月]を除く)でエイコス光を解約された場合、上記違約金をお支払いいただきます。
- ◎ エイコス光から他のコラボ事業者のサービスへ乗り換えることはできません。他社のサービスをご利用になる場合はエイコス光を解約し、新規に他社との契約をしていただきますので、上記の違約金が発生いたします。また、工事費につきましては、新たに契約されるコラボ事業者にお問い合わせください。

エイコス光からNTT西日本のフレッツへサービスを戻す場合(原状回復する場合)

区分	料金	
原状回復工事費	31,000円	
転用前の品目に戻す場合の品目変更工事費	派遣ありの場合	+7,600円
	派遣なしの場合	+2,000円
	ひかり電話工事費	+2,000円
	フレッツ・テレビ伝送サービス工事費	+3,000円

- ◎ エイコス光からNTT西日本のフレッツへサービスを戻す場合、上記違約金と原状回復工事費(30,000円～)が発生いたします。上記以外の工事費が発生する場合は実費をお支払いいただきます。

## 7. 初期契約解除制度について

お客様が「開通のご案内」を受領した日から8日以内に書面により本契約を解除することができます。この効力は書面を発送した時に生じます。対象は個人名義のFTTHサービス「エイコス光」の新規契約、転用または利用料金変更を伴うプラン変更です。法人・その他団体は対象外です。初期契約解除をする場合、違約金はかかりません。プラン変更の場合はその変更を解除することができます。契約解除までにご利用頂いた料金及び、同時に契約解除となるオプションサービス等の利用料金(通話料含む)および工事費等が発生した場合はお支払いいただきます。

下記に定める手数料・工事費については請求上限金額の範囲で請求します。既に上限を超えてお支払いいただいている場合、差額を返金します。初期契約解除制度について、不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間以内に契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日以内であれば契約を解除することができます。

請求上限が適用される費用	請求上限金額
手数料	3,000円
派遣を伴う戸建住宅向けの工事費	25,000円
派遣を伴う集合住宅向けの工事費	23,000円
派遣を伴わない工事費	2,000円
土日祝日工事費	3,000円
夜間・深夜の割増工事費	10,200円

- ◎ 配線経路構築工事、時刻指定工事、LAN配線工事、オプションサービス工事等、対象サービスの提供に通常要さない工事の費用は、請求上限金額の対象外です。

【本件についてのお問い合わせ先: 書面を送付頂ける宛先】

〒135-0061 東京都江東区豊洲3丁目2番 24号 豊洲フォレシア

丸紅テレコム株式会社 Marubeniひかりインターネット受付センター(電話0120-102-217)

<書面による解除の記載事項>

- ①契約書面受領日 ②ご契約者ID ③サービス名 ④基本月額利用料 ⑤初期契約解除をする旨 ⑥初回契約解除書面送付日

## 8. 移転工事費について

区分		料金
移転手数料		2,000円
移転工事費	派遣あり	屋内配線の工程がある場合またはVDSL機器工事がある場合 24,000円
	派遣なし	屋内配線の工程がない場合またはLAN配線方式の場合 9,600円
工事調整費1		上記派遣あり工事への加算額 2,000円
工事調整費2		上記派遣なし工事への加算額 1,000円
		500円

- ◎ お客様の状況によっては、その他の工事費がかかる場合があります。

## 9. ご利用上の注意

## 【エコス光全般】

- ◎ 本サービスの料金計算期間は毎月1日から末日までとなっております。計算期間の途中で契約または契約解除のお申し出があった場合、該当する利用期間の日割計算額をお支払いいただきます。
- ◎ 本サービスに対応するインターネットサービスプロバイダとの契約やLANカード等機器類の購入が必要となる場合があります。なお、その際の契約料・購入費用等はお客様負担になります。
- ◎ NTT西日本の設備メンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合があります。
- ◎ 回線終端装置の設置場所については屋内に限ります。また、電源(AC100V)が必要となります。
- ◎ 回線終端装置またはVDSL装置とエンドユーザ様の端末は、LANケーブルで接続してください。
- ◎ 有線でご利用いただく場合の推奨LAN環境は、LANポートが1000BASE-T、LANケーブルのカテゴリ5e以上です。

## 【リモートサポートサービス】

- ◎ 本サービスの利用には、エコス光の契約が必要です。  
エコス光サービスを解約された場合は本サービスも自動的に解約になります。
- ◎ パソコンOSなど、ご利用のパソコン環境によっては、本サービスを利用できない場合があります。
- ◎ パソコンの対象OSは日本語版のWindows OSおよびMac OS Xです(ただし、Windows XP以前のWindows OS、Windows OSの一部のエディション、Mac OS X 10.6以前のMac OS X、サーバ用OSは対象外)。その他の提供条件、利用規約については、Marubeni光公式ホームページ【リモートサポートサービス】(<http://www.mtc.co.jp/marubeni/hikari/conform.html>)でご確認ください。
- ◎ 本サービスのご利用により生じることがあるお客様の被害およびご契約者様が第三者(他の契約者を含む)に対して与えた損害について、丸紅テレコムおよび株式会社エコスでは一切の責任を負いかねます。

## 10. 利用料お支払方法

料金のお支払方法、請求内容等のご契約内容により異なります。

	請求方法
他社プロバイダ利用料 ※1	ご契約のプロバイダからのご請求
NTT西日本利用料	NTT直提供サービスはNTT西日本からのご請求
丸紅テレコム利用料 ※2 ・ Marubeni光利用料 ・ Marubeni光オプションサービス利用料 ・ MarubeniBB利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンビニ払い[毎月請求書を発行します] 請求書発行手数料 150円</li> <li>・ 口座振替[銀行等の口座から毎月自動的に引落します] 口座振替事務手数料150円</li> <li>・ クレジットカード払い[VISA/Master Cardが利用できます] 無料</li> </ul>

- ※1 with フレッツ(プロバイダパック)をご利用のお客様の場合は、請求書は別々に発行されます。プロバイダからのご請求に関するお支払方法は、ご契約のプロバイダにご確認ください。
- ※2 丸紅テレコム利用料は丸紅テレコムから直接請求します。クレジットカード払い・コンビニ払い・口座振替のいずれかの方法でお支払いください。  
コンビニ払いの場合は請求書発行手数料150円/通、口座振替の場合は口座振替事務手数料150円/通がかかります。初回のご請求時に口座振替・クレジットカード決済の登録が完了していない場合、コンビニ払いとなります。ご利用料金を口座引き落としできなかった場合、コンビニ払いでの請求になることがあります。  
※上記理由により、コンビニ払いの請求書を発行する場合、請求書発行手数料150円/通がかかります。ご請求はご利用月の翌月～2ヶ月後となります。口座振替・クレジットカードの引き落とし日は、金融機関・カード会社によって異なります。
- ◎ NTT西日本の代行請求によるお支払いの場合は、NTT西日本のルールに準じます。
- ◎ NTTファイナンスのおまとめ請求をご利用の場合、NTT西日本直提供サービスの請求はおまとめ請求からはずれ、別々に請求されます。(例:「NTTドコモの請求書」と「NTT西日本直提供サービス」の2通発行)  
「tabalまるごと決済」をご利用の場合は、利用できなくなりますので、支払方法等の変更につきましては各事業者にお問い合わせください。
- ◎ 通話明細WEB閲覧サービスは50円/月です。紙発行手数料は別途かかります。

## 11. その他注意事項

- ◎ お客様のお名前、設置場所等の情報については、開通工事・保守等の目的でサービス提供元のNTT西日本にも提供します。
- ◎ 本サービスに関する連絡はメールで行うため、メールアドレス等の連絡先に変更が生じた場合は、すみやかに手続きをお願いします。
- ◎ 本サービスのご加入等により、別途ご契約されているエコス光サービス、割引サービス等が不要となった場合には、丸紅テレコムまで契約解除をお申し出ください。契約解除のお申し出がない限り、翌月以降もサービスが継続されます(丸紅テレコム以外のサービスをご契約の場合は、ご契約の会社へご連絡ください)。
- ◎ 丸紅テレコムレンタル商品等をお客様の責により、紛失、あるいは破損した場合や、丸紅テレコムレンタル商品等の解約後、一定期間を経てもご返却の確認が取れない場合、相当金額の請求をさせていただく場合があります。
- ◎ お客さまがご利用されるプロバイダコース、付加サービス等によっては、サービス利用情報、利用契約の変更(廃止、移転等)の事実等、サービス提供に必要となる情報を、対象のインターネットサービスプロバイダやサービス提供事業者と丸紅テレコム間で、相互に通知させていただく場合があります。
- ◎ 工事実施前までのお申し込みの取り消しは無料にて手続きしますが、工事完了後またはサービス開始後の取り消しは費用が発生します。
- ◎ 「エコス光」への乗り換えと同時に新規でプロバイダの申込みをする場合は、必要に応じて既存のプロバイダの解約をお願いします。

## お問い合わせ先

お申し込み・料金・契約変更・契約解除等に関するお問い合わせ 「Marubeniひかりインターネット受付センター」	<b>【電話】 0120-102-217 (フリーダイヤル)</b> ※ 営業時間: 平日 9:15~18:00 <b>【ホームページ】 <a href="http://wakadeki.spot.jp/eicoshikari/index.html">http://wakadeki.spot.jp/eicoshikari/index.html</a></b>
故障等に関するお問い合わせ	<b>【電話】 0120-307-886 (フリーダイヤル)</b> ※ 受付時間: 24時間年中無休 (故障修理の対応時間は9:00~17:00)

サービスに関する詳細やお問い合わせは

エコス光公式ホームページ <http://wakadeki.spot.jp/eicoshikari/index.html>

※記載されている内容は2017年 1月 16日現在のものです。



# Marubeni 光サービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

- 1 丸紅テレコム株式会社（以下、「当社」といいます。）は、この「Marubeni 光サービス契約約款」（以下「約款」といいます）を定め、これに従いMarubeni 光サービス（以下「本サービス」といいます）を本サービスの利用契約者（以下「本サービス契約者」といいます）へ提供します。
- 2 本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）は、この約款の各条項の定めに従うものとします。

### 第2条 (通知の方法、約款の変更)

- 1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。
- 2 当社は、前項に従い本サービス契約者に通知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、当該通知を行ったときから変更後の約款が適用されるものとします。

### 第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の使用に供すること
3. IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4. IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
5. 契約者回線	本サービス契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線
6. 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
7. 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
8. 本サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所

## 第2章 本サービスの品目

### 第4条（本サービスの品目）

本サービスは、東日本電信電話株式会社、または西日本電信電話株式会社（以下「通信事業者」といいます）が提供する IP 通信網サービスを利用したサービスであり、別記1に定める種類の品目があります。

### 第5条（本サービスの提供区域）

本サービスは、別記2に定める通信事業者が提供する IP 通信網サービスの提供区域において提供します。

## 第3章 契約

### 第6条（契約の単位）

- 1 当社は、本サービス1回線ごとに1の契約を締結します。
- 2 本サービス契約者は1の契約につき1人に限ります。

### 第7条（契約回線の終端）

- 1 当社は、本サービス契約者が指定した場所内の建物又は工作物において堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 2 前項の地点を定めるときは、本サービス契約者と通信事業者が協議します。

### 第8条（契約申込の方法）

本サービスの申込みをするときは、契約事務を行う本サービス取扱所からの案内にしたがって当社所定の方法で手続きを行っていただきます。

### 第9条（契約の成立）

- 1 本契約は、新たに契約者となろうとする者（以下「利用申込者」といいます）が、この約款を本契約の内容とすること、かつこの約款での取引に合意のうえ当社所定の方法により申し込みをし、当社が審査を行い所定の方法で所定の事項を利用申込者に通知したときに、当該申込みの承諾があったものとして成立するものとします。なお、申し込みにあたっての条件についても、この約款が適用されるものとし、また当社へ申込みいただいた後の撤回・取消はできないものとします。
- 2 利用申込者は、契約を申し込むにあたり、次の各号に掲げる事項を表明し保証するものとします。
  - (1) 当社に届け出た事項に虚偽、不足がないこと
  - (2) 本契約を申し込む正当な権限を有し、当該権限の範囲内で申し込みを行うこと
  - (3) 過去にこの約款に違反し、利用停止・解除等の処分を受けたことがないこと
- 3 当社は、本条第1項の審査の内容について利用申込者に開示することはありません。
- 4 当社は、この約款を当社ホームページへの掲示その他当社所定の方法により、利用申込者が予めその内容を知る機会を確保するものとします。

#### 第10条（基本契約期間）

- 1 本サービスは料金表 5 に定めるところにより基本契約期間があります。
- 2 本サービス契約者は、前項の基本契約期間内に本サービスの解除又は移転等により本契約に係る利用料金に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表 5 に規定する違約金を支払っていただきます。

#### 第11条（品目等の変更）

- 1 本サービス契約者は、当社が別に定めることにより本サービスの品目の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。
- 3 品目等の変更により第 25 条（料金及び工事に関する費用）に規定する費用が発生した場合は当社が定める期日までに支払っていただきます。

#### 第12条（契約回線の移転）

- 1 本サービス契約者は、契約者回線の移転を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。
- 3 移転により第 25 条（料金及び工事に関する費用）に規定する費用が発生した場合は当社が定める期日までに支払っていただきます。

#### 第13条（その他の契約内容の変更）

- 1 本サービス契約者は、当社所定の方法に従い契約内容の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。
- 3 契約内容の変更により第 25 条（料金及び工事に関する費用）に規定する費用が発生した場合は当社が定める期日までに支払っていただきます。

#### 第14条（本サービス契約者の氏名等の変更の届出）

- 1 本サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

#### 第15条（本サービスの利用の一時中断）

当社は、本サービス契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（本サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

#### 第16条（本サービス利用権の譲渡）

本サービス契約者は、本サービスの利用権を譲渡できないものとします。

#### 第17条（本サービス契約者の地位の承継）

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により本サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者を定め、これを届け出ていただきます。
- 3 当社は、前項の規定による代表者に届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

#### 第18条（本サービス契約の解除）

- 1 本サービス契約者は、本サービスの契約を解除しようとするときは、そのことを Marubeni 光サービス取扱所に所定の方法により通知していただきます。
- 2 第23条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された本サービス契約者が、なおその事実を解消しないとき、当社は本サービスの契約を解除することができるものとします。
- 3 当社は、本サービス契約者が第23条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず本サービスの利用を停止しないで本サービス契約を解除することができるものとします。
- 4 当社は、本条第2項、第3項の規定により、本契約を解除しようとするときは予め本サービス契約者にそのことを通知します。
- 5 本サービス契約者に次に定める事由のいずれかが発生した場合、当社は本契約を催告なく解除できるものとします。この場合、本サービス契約者は期限の利益を失い、直ちに本契約に基づく料金等を当社に支払うものとします。
  - (1) 支払停止または支払不能に陥ったとき、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき
  - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をしたとき
  - (5) 第9条第2項（利用申込者の表明保証）に違反したとき
  - (6) 料金（遅延損害金を含む）の全部または一部の支払を遅滞しまたは支払を拒否したとき
  - (7) この約款に違反し催告後も是正しないとき
  - (8) 死亡、行為無能力者または制限行為能力者となったとき
  - (9) 当社に届け出られた連絡先と連絡がとれないとき
  - (10) 監督官庁から営業許可の取消・停止等の処分を受けたとき
  - (11) 本サービス契約者若しくはその役員および従業員に、総会屋、暴力団、暴力団員またはこれに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）が存在するとき、若しくは名目の如何を問わ



- ず、本サービス契約者若しくはその役員および従業員が反社会的勢力の維持・運営若しくは関与し、または意図して反社会的勢力と交流をもっているとき
- (12) その他当社が本サービス契約者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき

## 第4章 端末設備の提供等

### 第19条（端末設備の提供）

当社は、本サービス契約者から請求があったときは、料金表2に定めるところにより端末設備を提供します。

### 第20条（端末設備の移転）

- 1 当社は、本サービス契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。
- 2 端末設備の移転に伴い第25条（料金及び工事に関する費用）に規定する費用が発生した場合は当社が定める期日までに支払っていただきます。

### 第21条（端末設備の一時中断）

当社は、本サービス契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

## 第5章 利用中止等

### 第22条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には本サービスの利用を中止することがあります。
  - (1) 通信事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第24条（通信利用の制限等）の規定により、本サービスの利用を中止するとき。
  - (3) 当社又は通信事業者が設置する電気通信設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
  - (4) その他当社または通信事業者が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第23条（利用停止）

- 1 当社は、本サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 第35条（営業活動の禁止）、第36条（著作権等）及び第40条（利用に係る本サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - (3) 契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、他の電気通信事業者が設置する電気通

信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

- (4) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社又は通信事業者が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は通信事業者の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社から予めその理由、利用停止する日及び期間を本サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第6章 通信

### 第24条（通信利用の制限等）

- 1 通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を中止する措置を取ることがあります。
- 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

## 第7章 料金等

### 第25条（料金及び工事に関する費用）

- 1 当社が提供する本サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表1、2に定めるところによります。
- 2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、料金表3に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（一部を除く）を合算したものとします。

### 第26条（利用料金の支払義務）

- 1 本サービス契約者は、この約款に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、本サービス契約の解除があった日（端末設備についてはその廃止があった日）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表1に規定する利用料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、本サービス契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要しません。
- (2) 利用停止があったときは、本サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (3) 本サービス契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、本サービスに係る利用料金の支払いを要します。
  - (ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止
  - (イ) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由
- (4) 前3号の規定によるほか、本サービス契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1. 本サービス契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合、3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻から48時間以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての月額料金を上限とし、当社と協議の上、決定された額。
2. 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての月額料金を上限とし、当社と協議の上、決定された額。
3. 移転又は回線収容部の変更に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（本サービス契約者の都合により、本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金を上限とし、当社と協議の上、決定された額。

#### 第27条（手続きに関する手数料の支払義務）

本サービス契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表4に規定する手続きに関する手数料の支払いを要します。ただし、その本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその手数料が支払われているときは、当社は、その手数料を返還します。

#### 第28条（工事費の支払義務）

- 1 本サービス契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表3に規定する工事費の支払いを要します。  
ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、本サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第29条（割増金）

本サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあつては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

#### 第30条（延滞利息）

本サービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

#### 第31条（料金の一括後払）

当社は、当社に特別な事情がある場合は、2カ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### 第8章 保守

#### 第32条（本サービス契約者の維持責任）

本サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

#### 第33条（本サービス契約者の切分責任）

- 1 本サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であつて、通信事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、本サービス契約者の請求により当社が手配した係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあつたときは、本サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第34条（修理又は復旧の順位）

通信事業者の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、通信事業者が各機関との協議により定めた順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧されます。

### 第9章 禁止行為

#### 第35条（営業活動の禁止）

本サービス契約者は、本サービスを使用して、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

#### 第36条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が本サービス契約者に提供する一切の物品（この約款、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社及び通信事業者が定める者に帰属するものとします。
- 2 本サービス契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
  - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

### 第10章 損害賠償

#### 第37条（責任の制限）

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が連続したときに限り、その本サービス契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から48時間以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る月額料金等の月額料を発生した損害の限度とし、かつ現実に発生した直接かつ通常の範囲内において、当社と協議の上決定された額に限って賠償します。また、逸失利益、データ喪失等にかかる損害、特別損害（予見可能な場合も含む）については財産的損害および非財産的損害も含め賠償しないものとします。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

#### 第38条（免責）

- 1 当社は、本サービス契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、本サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。
- 4 当社は、第22条（利用中止）、第23条（利用停止）、第24条（通信利用の制限等）、第42条（本サービスの提供の終了）に規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービスの提供の終了に伴い生じる本サービス契約者の被害について、一切の責任を負いません。
- 5 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、約款の規定外の事故であることから本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切の責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 6 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、予めそのことを本サービス契約者に通知します。

## 第11章 雑則

### 第39条（承諾の限界）

当社は、本サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

### 第40条（利用に係る本サービス契約者の義務）

- 1 本サービス契約者は、次のことを守っていただきます。
  - (1) 当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りではありません。
  - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (4) 当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 本サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。



#### 第41条（本サービス契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）

本サービス契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、下記に定めるところによります。

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その本サービス契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本サービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、本サービス契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 本サービス契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、通信事業者の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

#### 第42条（本サービスの提供の終了）

- 1 当社は、本サービスの全部又は一部を終了することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスを終了し、本サービス終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、予めその理由、本サービス終了日を本サービス契約者に通知いたします。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第43条（本サービスの変更等）

- 1 当社は、第2条で規定する通知の方法に従い、本サービスの内容の変更等をします。ただし、本サービス契約者に不利な変更等の場合、当社は事前に通知をします。
- 2 当社は、事前に通知することで、本サービス契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を休廃止します。

#### 第44条（個人情報の取り扱い）

- 1 本サービス契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその本サービス契約者の氏名及び住所等を、その事業者へ通知する場合があることについて、同意して頂きます。
- 2 本サービス契約者は、当社が、本サービスの提供のため、その過程において本サービス契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意して頂きます。
- 3 当社は、前項の規定により本サービス契約者から知り得た個人情報については、当社が別に定める個人情報保護方針（以下「プライバシーポリシー」という）に基づき取り扱うものとします。
- 4 当社は、本サービス契約者の個人情報につき、業務上の必要に応じて本サービス契約者情報の適正な管理についての契約を定めた第三者にその取扱いを委託することができるものとし、本サービス契約者は予めこれを承諾するものとします。その際、当社は委託先に対し適切な監督を行います。
- 5 当社は、法律で認められた場合を除き、個人情報を本サービス契約者の同意なしに第三者に開

示・提供しません。但し、法令に基づいて司法機関、行政機関等から法的義務を伴う要請を受けた場合、合併その他の事由による事業承継に伴う場合もしくはその可能性がある場合その他法令に定めがある場合には、例外的に契約者の同意なく必要最低限の情報を当該第三者に開示・提供する場合があります。

#### 第45条 （その他）

- 1 当社および本サービス契約者は、本契約または約款の解釈に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。
- 2 前項の協議が整わなかった場合、本契約または約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3 この約款は、日本国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

## 別記

### 1. サービス品目

- ・ Marubeni 光ファミリー従量制タイプ E
- ・ Marubeni 光ファミリータイプ E
- ・ Marubeni 光ファミリーギガタイプ E
- ・ Marubeni 光マンションタイプ E
- ・ Marubeni 光マンションギガタイプ E
- ・ Marubeni 光ファミリー従量制タイプ W
- ・ Marubeni 光ファミリータイプ W
- ・ Marubeni 光マンションタイプ W
- ・ Marubeni 光一括1年プラン E
- ・ Marubeni 光一括半年プラン E
- ・ Marubeni 光一括1年プラン・ギガタイプ E
- ・ Marubeni 光一括半年プラン・ギガタイプ E
- ・ Marubeni 光一括1年プラン W
- ・ Marubeni 光一括半年プラン W
- ・ Marubeni 光一括1年プラン・ギガタイプ W
- ・ Marubeni 光一括半年プラン・ギガタイプ W

### 2. サービス提供区域等

サービス提供区域を東日本、西日本に区分しそれぞれの区域は下記のようにします。

#### (1) 東日本エリア

東日本電信電話株式会社のサービス提供区域
----------------------

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
--

#### (2) 西日本エリア

西日本電信電話株式会社のサービス提供区域
----------------------

富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
---

料金表

1. 基本料金

(月額払いの場合) [3ねん割適用] [4ねん割適用(新規限定)]

区域	サービスタイプ		マンションタイプ 提供方式	月額利用料	
				通常価格	3ねん割/4ねん割 適用価格
東 日 本 エ リ ア	ファミリー従量制タイプ E 【100Mbps】		—	基本 4,200 円～ 上限 5,900 円 従量部分通信料 24 円/100MB	基本 3,400 円～ 上限 5,100 円 従量部分通信料 24 円/100MB
	ファミリータイプ E 【100Mbps、200Mbps】		—	5,050 円	4,250 円
	ファミリーギガタイプ E 【1Gbps】		—	5,300 円	4,250 円
	マンションタイプ E 【100Mbps、200Mbps】	ミニ	光配線方式	3,750 円	2,900 円
		プラン 1	VDSL 方式	3,200 円	2,900 円
		プラン 2	LAN 配線方式	2,800 円	2,900 円
	マンションギガタイプ E 【1Gbps】	ミニ	光配線方式のみ	3,950 円	2,900 円
		プラン 1		3,350 円	2,900 円
		プラン 2		2,950 円	2,900 円
西 日 本 エ リ ア	ファミリー従量制タイプ W 【100Mbps】		—	基本 4,200 円～ 上限 5,900 円 従量部分通信料 24 円/100MB	基本 3,400 円～ 上限 5,100 円 従量部分通信料 24 円/100MB
	ファミリータイプ W 【100Mbps、200Mbps、1Gbps】		—	5,050 円	4,250 円
	マンションタイプ W 【100Mbps、200Mbps、1Gbps】	ミニ	光配線方式	3,750 円	2,900 円
		プラン 1	VDSL 方式	3,200 円	2,900 円
		プラン 2	LAN 配線方式	2,800 円	2,900 円

(月額払いの場合) [にねん割適用]

区域	サービスタイプ		マンションタイプ 提供方式	月額利用料	
				通常価格	にねん割適用価格
東 日 本 エ リ ア	ファミリー従量制タイプ E 【100Mbps】		—	基本 4,200 円～ 上限 5,900 円 従量課金単価 24 円/100MB	基本 3,500 円～ 上限 5,200 円 従量課金単価 24 円/100MB
	ファミリータイプ E 【100Mbps、200Mbps】		—	5,050 円	4,350 円
	ファミリーギガタイプ E 【1Gbps】		—	5,300 円	4,600 円
	マンションタイプ E	ミニ	光配線方式	3,750 円	3,650 円

	【100Mbps、200Mbps】	プラン 1	VDSL 方式	3,200 円	3,100 円
		プラン 2	LAN 配線方式	2,800 円	2,700 円
	マンションギガタイプ E 【1Gbps】	ミニ	光配線方式のみ	3,950 円	3,850 円
		プラン 1		3,350 円	3,250 円
		プラン 2		2,950 円	2,850 円
	西日本エリア	ファミリー従量制タイプ W 【100Mbps】		—	基本 4,200 円～ 上限 5,900 円 従量課金単価 24 円/100MB
ファミリータイプ W 【100Mbps、200Mbps、1Gbps】		—	5,050 円	4,350 円	
マンションタイプ W 【100Mbps、200Mbps、1Gbps】		ミニ	光配線方式	3,750 円	3,650 円
		プラン 1	VDSL 方式	3,200 円	3,100 円
		プラン 2	LAN 配線方式	2,800 円	2,700 円

(一括払いの場合)

区域	サービスタイプ	利用期間	最大通信速度	ご利用料金
東日本エリア	一括 1 年プラン E	360 日	【100Mbps】	57,570 円
	一括半年プラン E	180 日	【200Mbps】	29,390 円
	一括 1 年プラン・ギガタイプ E	360 日	【1Gbps】	60,420 円
	一括半年プラン・ギガタイプ E	180 日		30,850 円

区域	サービスタイプ	利用期間	最大通信速度	ご利用料金
西日本エリア	一括 1 年プラン W	360 日	【100Mbps】	57,570 円
	一括半年プラン W	180 日	【200Mbps】	29,390 円
	一括 1 年プラン・ギガタイプ W	360 日	【1Gbps】	60,420 円
	一括半年プラン・ギガタイプ W	180 日		30,850 円

## 2. 機器利用料金

エリア	区分	回線利用のみ月額料金	光電話利用時の月額料金
東日本	ホームゲートウェイ (1 ギガ対応無線 LAN ルーター)	350 円	300 円
	ホームゲートウェイ (100M、200M 対応無線 LAN ルーター)	750 円	ファミリー 300 円 マンション 750 円
	無線 LAN カード (PC 用)	300 円	300 円
西日本	ホームゲートウェイ	250 円	0 円
	ホームゲートウェイ (無線 LAN カード付)	350 円	100 円
	無線 LAN カード (PC 用)	300 円	300 円

### 3. 工事費

(東日本エリア)

新規開通工事費	派遣あり※1	屋内配線を新設する場合	ファミリー	19,000 円
			マンション 「VDSL 方式」も含む	
	派遣なし※2	—	ファミリー	2,000 円
マンション 「LAN 配線方式」も含む				
品目変更工事費	マンション → ファミリー※1			24,000 円
	ファミリー → マンション「LAN 配線方式」以外※1			
	マンションにおける「VDSL 方式」と「光配線方式」との変更※1			
	ファミリー → マンション「LAN 配線方式」※1			9,600 円
	マンションにおける「LAN 配線方式」への変更※1			
	「100M」、「200M」、「1G」間の変更（派遣あり）※1			2,000 円
	NTT「フレッツ光ライト」から「Marubeni 光への変更」（派遣なし）※2			
「100M」、「200M」、「1G」間の変更（派遣なし）※2				
移転工事費	屋内配線を新設する場合（派遣あり※1）	ファミリー	24,000 円	
		マンション 「VDSL 方式」も含む		
	屋内配線を新設しない場合（派遣あり※1）	ファミリー	9,600 円	
マンション 「LAN 配線方式」も含む				
	派遣なし※2	ファミリー／マンション	2,000 円	
一時中断工事費				2,000 円
工事調整費※3	※1 の場合			1,000 円
	※2 の場合			500 円
預り金※4	NTT 東日本よりレンタルされる回線終端装置（ONU）等のレンタル機器の預り金をご負担いただきます。 本預り金は、レンタル機器却時にお客様にご返金いたします。			20,000 円

◎ お客様の設備状況によっては、工事費が変更となる場合があります。

◎ 土日祝日に工事を実施する場合、「土日祝日加算工事費：3,000 円（税抜）」を加算して請求します。

◎ 時刻指定工事（1 時間ごとに設定可能）を希望される場合

9:00～16:00 の場合 11,000 円、17:00～21:00 の場合 18,000 円、22:00～翌 8:00 の場合 28,000 円を別途請求します。

◎ 夜間時間帯（17:00～22:00）および（12 月 29 日～1 月 3 日は 8:30～22:00）に工事を実施する場



合、工事費の合計額から1,000円（税抜）を差し引いて「1.3倍」した額に1,000円（税抜）を加算した金額を請求します。

◎ 深夜時間帯（22:00～翌日 8:30）に工事を実施する場合、工事費の合計額から1,000円（税抜）を差し引いて「1.6倍」した額に1,000円（税抜）を加算した金額を請求いたします。

◎ 工事費（基本工事費、時刻指定工事費は除く）の合計が29,000円（税抜）を超える場合は29,000円（税抜）までごとに、「加算額：3,500円（税抜）」が発生します。

※1 本工事に含まれる工事内容は、以下の通りです。

(1) 基本工事 (2) 交換機等工事 (3) 回線終端装置工事 (4) 機器工事

※2 本工事に含まれる工事内容は、以下の通りです。

(1) 基本工事 (2) 交換機等工事

※1,2 工事担任者の派遣が必要か否かは、当社にて判断します。

※1,2 お客様の設備状況によって工事費が変更となる場合があります。

※3 新規開通工事、品目変更工事、移転工事についてはそれぞれの工事費に、工事調整費が加算されます。

※4 預り金は、「一括プラン」をご利用の際にご負担いただきます。

(西日本エリア)

新規開通工事費	派遣あり※1	屋内配線を新設する場合	ファミリー	19,000円
			マンション 「VDSL方式」も含む	
	派遣なし※2	—	ファミリー	9,600円
マンション 「LAN配線方式」も含む				
品目変更工事費	マンション → ファミリー※1			24,000円
	ファミリー → マンション「LAN配線方式」以外※1			
	マンションにおける「VDSL方式」と「光配線方式」との変更※1			
	ファミリー → マンション「LAN配線方式」※1			9,600円
	マンションにおける「LAN配線方式」への変更※1			
	「100M」、「200M」、「1G」間の変更（派遣あり）※1			2,000円
	NTT「フレッツ光ライト」から「Marubeni光への変更」（派遣なし）※2			
「100M」、「200M」、「1G」間の変更（派遣なし）※2				
移転工事費	屋内配線を新設する場合（派遣あり※1）	ファミリー	24,000円	
		マンション 「VDSL方式」も含む		
	屋内配線を新設しない場合（派遣あり※1）	ファミリー	9,600円	
		マンション 「LAN配線方式」も含む		

	派遣なし※2	ファミリー/マンション	2,000 円
一時中断工事費			2,000 円
工事調整費※3	※1 の場合		1,000 円
	※2 の場合		500 円
預り金※4	NTT 西日本よりレンタルされる回線終端装置 (ONU) 等のレンタル機器の預り金をご負担いただきます。 本預り金は、レンタル機器却時にお客様にご返金いたします。		20,000 円

◎ お客様の設備状況によっては、工事費が変更となる場合があります。

◎ 時刻指定工事 (1 時間ごとに設定可能) を希望される場合

9:00~16:00 の場合 11,000 円、17:00~21:00 の場合 20,000 円、22:00~翌 8:00 の場合 30,000 円を別途請求します。

◎ 夜間時間帯 (17:00~22:00) および (12 月 29 日~1 月 3 日は 8:30~22:00) に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,000 円 (税抜) を差し引いて「1.3 倍」した額に 1,000 円 (税抜) を加算した金額を請求します。

◎ 深夜時間帯 (22:00~翌日 8:30) に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,000 円 (税抜) を差し引いて「1.6 倍」した額に 1,000 円 (税抜) を加算した金額を請求いたします。

◎ 工事費 (基本工事費、時刻指定工事費は除く) の合計が 29,000 円 (税抜) を超える場合は 29,000 円 (税抜) までごとに、「加算額: 3,500 円 (税抜)」が発生します。

※1 本工事に含まれる工事内容は、以下の通りです。

(1) 基本工事 (2) 交換機等工事 (3) 回線終端装置工事 (4) 機器工事

※2 本工事に含まれる工事内容は、以下の通りです。

(1) 基本工事 (2) 交換機等工事

※1,2 工事担任者の派遣が必要か否かは、当社にて判断します。

※1,2 お客様の設備状況によって工事費が変更となる場合があります。

※3 新規開通工事、品目変更工事、移転工事についてはそれぞれの工事費に、工事調整費が加算されます。

※4 預り金は、「一括プラン」をご利用の際にご負担いただきます。

#### 4. 手数料等

区分			料金
新規契約手数料	初期費用	新規契約 (他エリアの NTT からの引越も含む) の場合	820 円
転用手数料	初期費用	同一エリア内の NTT 「フレッツ光」 からの乗り換えの場合	1,840 円
移転手数料		同一エリア内での引越の場合	2,000 円
名義変更手数料		契約者名の変更 (転用時は不可)	2,000 円
請求書発行手数料		コンビニ払い等により請求書を発行する場合	150 円
口座振替事務手数料		銀行等の口座引き落とし	150 円
NTT 東日本・NTT 西日本 代行請求 (まとめて支払い)		「請求書」発行手数料/「口座振替のご案内」発行手数料 ※NTT 東日本・NTT 西日本へ発行手数料を支払いの場合は不要	150 円/100 円
通話明細閲覧利用料		WEB 通話明細の閲覧月額利用料金	50 円

## 5. 違約金

にねん割	9,500 円
------	---------

「にねん割」をご契約の場合、利用期間は2年単位（自動更新）です。回線開通日の翌月を1ヶ月目とし、利用期間の途中（利用期間満了月の翌月「更新月」を除く）で Marubeni 光を解約された場合、違約金をお支払いいただきます。初期契約解除の場合、違約金は請求いたしません。

3ねん割	開通月及び翌月1日～12ヶ月目以内	36,000 円
	13ヶ月目～24ヶ月目以内	24,000 円
	25ヶ月目～36ヶ月目以内	12,000 円
	38ヶ月目以降	9,500 円

「3ねん割」をご契約の場合、利用期間は3年単位（自動更新）です。回線開通日の翌月を1ヶ月目とし、開通月及び利用期間の途中（利用期間満了月の翌月「更新月」を除く）で Marubeni 光を解約された場合、違約金をお支払いいただきます。初期契約解除の場合、違約金は請求いたしません。

4ねん割	開通月及び翌月1日～12ヶ月目以内	36,000 円
	13ヶ月目～24ヶ月目以内	24,000 円
	25ヶ月目～36ヶ月目以内	12,000 円
	37ヶ月目～48ヶ月目以内	9,500 円
	50ヶ月目以降	9,500 円

「4ねん割」をご契約の場合、利用期間は4年単位（自動更新）です。回線開通日の翌月を1ヶ月目とし、開通月及び利用期間の途中（利用期間満了月の翌月「更新月」を除く）で Marubeni 光を解約された場合、違約金をお支払いいただきます。初期契約解除の場合、違約金は請求いたしません。

## 6 初期契約解除の請求上限額

請求上限金額が適用される費用	請求上限金額
手数料	3,000 円
派遣を伴う戸建住宅向けの工事費	25,000 円
派遣を伴う集合住宅向けの工事費	23,000 円
派遣を伴わない工事費	2,000 円
土日祝日工事費	3,000 円
夜間・深夜の割増工事費	10,200 円

初期契約解除される場合、上記記載の費用に関する請求については、上記金額を上限とします。

※配線経路構築工事、時刻指定工事、LAN 配線工事、オプションサービス工事等、対象サービスの提供に通常要さない工事の費用は、請求上限金額の対象外です。

付則

この約款は 2015 年 2 月 10 日から実施します。

2015 年 2 月 20 日 一部改定

2015 年 3 月 5 日 一部改定

2015 年 4 月 15 日 一部改定

2015 年 9 月 1 日 一部改定

2016 年 1 月 1 日 一部改定

2016 年 2 月 1 日 サービス名称改定

2016 年 5 月 21 日 一部改定

2016 年 8 月 1 日 一部改定

2016 年 9 月 12 日 一部改定

2016 年 10 月 1 日 一部改定

2016 年 12 月 1 日 一部改定